今井俊介

元裁判官、現弁護士
元兵庫大学教授

◆「選挙民」を保護して下さい

今年は、選挙権年齢が 18 歳にまで引き下げられたこと、7 月には参議院議員選挙、8 月には東京都知事選挙、秋にはアメリカ大統領選挙と選挙の話題が絶えない。選挙権を行使することは民主主義の第 1 条件であるが、選挙の毎に投票数が公表されその低調さが指摘されてきた。特に地方選挙において数年間にわたるその地方の代表者が投票権者の半数若しくはそれ以下の人の投票で決められるというのでは、これが民主主義かと疑わしくなる。選挙民の良識と奮起に待つほかない。

一方自分自身で投票に行ったものの、選挙管理委員会のミスのため投票が出来なかったあるいは票が無効になったという報道に接すると胸が痛くなる。その責任につきあまり論じられていない。今回の参院選に関して、朝日新聞の報道によると

◎数地域の選挙区で選挙区と比例代表の投票用紙を間違えて渡したため計百数十票の投票が無効となった
◎兵庫県の某市で投票所を管理する課長が寝坊し、投票開始が遅れ、待っていた 25 人ほどの有権者のうち 7、8 人が帰ったとみられる
◎某市の小学校の投票所で入場整理券のバーコードを読み取るパソコン 3 台がすべて故障し, 午後 6 時半ころ市選管に報告があったがこの際トラブル解消を待つ有権者の列ができ、男性の長男(18 歳)―高校生―は職員から「システム復旧のめどがたたない」 と言われたため投票せずに帰宅した
◎その他期日前投票を済ませた有権者に再度投票用紙を交付したため二重投票がなされた
等驚くべき事態が相次いだ。

僅かな誤数など結果に影響を及ぼさない、とたかを食っているのであろうか?しかし数票差で当落が決せられ、同数のため当落決定手続を踏む例は皆無ではない。問題は係員から配布された投票用紙を疑うことなくそれに記入した投票が無効となったという投票者の心情、投票所に赴き、行列してまで投票しようとしたができなかった投票者の心情、これをどうくみとるか?一票を大切にする投票者の心情を軽視すべきではない。投票所に行かなかった人には諸事情があるにせよ、投票しようとして赴いた人を非難すべきではない。特に今年から 18 歳になっての初めての投票に意気揚々と投票に臨んだであろうこの高校生にこの事態をどう説明するのか?

『私は・・今年から一票を投じる権利を持つことが出来たのである。・・初めて投票所に足を運び投票用紙を渡された時「自分も日本の一国民として政治に参加している」という大きな喜びと、一票を投じるまでの緊張感と投票者としての責任感のためだろう、渡された投票用紙一枚，鉛筆一本が非常に重く感じられた。投票用紙に書くまで少し迷ってしまったが、私は大切な一票を投じた。・・初めての経験は終わったのだが、後悔が残る部分も少なからずある。‥日頃から様々なメディアに触れておくべきだった‥』(平成 26 年 7 月 26 日朝日新聞『オピニオン&フォーラム』大学生岡田智美さん 19 歳の投書)

この高校生から岡田さんの言う「初めての投票に際しての喜び・責任・後悔」の機会を奪ってしまった。その責任は極めて重いというべきである。願わくはこの少年には次の選挙までには今回の悪感情を捨てて気分を立て直して今後の選挙に臨んでほしい。これらの事例に対処する有効な手立ては見あたらないが、憲法上の権利の実現という公営選挙の一翼を担う選管職員の真摯な反省及びこれらの者に対する指導に待つほかない。

付言

最近の問題事例

・3 年前の高松選管の白票水増し事件

・今回の参議院選

市選管が比例区の候補者の得票を 0 と公表　しかし間違いなく投票をしたとする数人がいたとして提訴